

明末清初の鮮滿關係上に於ける日本の地位 (二)

浦 廉 一

寛永六年(仁祖七年)(西紀六三九)三月、僧玄方等慕命遂行の爲に渡鮮し且上京せんとするや、半島側はこれを諱み例規に照し、極力その入京を阻止せんとしたるも、使節等の態度も亦極めて強硬であつたが爲に、終に例外として翌四月、その入京を承諾誘導せざるを得なかつた。かくの如く從來に比なく、所謂倭差の態度が牢固としてその入京を強要したる所以は、これ單に馬島側の使節たるに止まらず、特に慕命を帯びたる責任感に因るものと觀るべく、ともかくも平和克復以後に於ける、唯一回の日本使節の入京である。然して彼等使節の主要使命の目的が、日本側諸文獻の載するが如く、出兵入援の提議にあつたことは、半島側史料とよく合一する所であるが、惟だ戰亂平定を知悉したるものと觀らるべき立場にあつた對馬側としては、今次の出兵入援の申出を、朝鮮に假道して滿洲を討伐し、所謂平遼の功を以て明國との通交恢復に資せんとすることに理由づけたものゝ如くである。(仁祖實錄・卷廿、午・大東野乘・續雜錄・己巳)然してこの申込に對する半島側の態度は

洪瑞鳳曰。日本毎以戰爭爲事。今者關白三傳三世前古所罕。曾於嘉靖年間亦嘗貢于中原云。奴賊之

構亂今已十年。而天朝不能討平。故今欲我國併力收復遼東。亦不可謂必無此理。

との認容論もあり

金塗曰。平遼通貢等事。乃莫大之舉。何可以口語來傳乎。必是詐也。

との拒否論も存し又特に仁祖の心意は

上曰。卿(金塗)之所見是矣。且假道之意。與辛卯年事略同。嚴辭斥之可矣。(仁祖實錄·卷廿·仁祖七年·四月)

とあつて廟議は拒否に決し、玄方等の慰宴に際し、禮官より、日本我が國と前より修好の關係にあり、然して先關白凶逆を蕩平して復我國と交好し、已に三世を閲したるに係らず、料らずも今再び秀吉の餘謀を襲ひ、我が境に由つて復貢路を開かんことを、諉稱するの不當を責めて、其の斷念を促し、更にその年六月、對馬への答書中にも、重ねてこのことに言及し、即ち但だ云ふ所の平遼通貢一款は、

言はざるを得ず。丁卯の歲、狂胡薙く西鄙を擾せしも、幾くもなくして悉く平定し、彼旋た成を請ふて遂に通好を許す。即今は疆域晏然狗犬の警なく、貴國の憂を煩すに至るものがない。若し皇朝の爲めに、胡を撃ち遼を平げんと曰はば、其言理あるに似たるも、此叢爾たる小醜、皇朝自ら當に討滅すべく、且つ古より未だ滄海の險を涉り、人の國數千里を越えて、人と鬪ふ者あるを聞かない。皇朝猝かに此言を聞かば、必ず疑駭を致すであらう。惟だ弊邦敢えて此を以て、上聞せざるのみならず、貴國亦當に口に發するなからんことを力説して居る。(仁祖實錄·卷廿·仁祖七年·六月·甲寅)

然して對馬側はこれに對して、飽くまで要請の貫徹を強ふるが如き處置に出せず、惟だ幕命の傳達を行へばこと足れりとし、却つてその間に介在する馬島側の苦心周旋の一端を洩したるが如き、或は半島側の問題としたるかの國書不携帯の如きは、既に指摘したるが如き對馬側の、特別なる意圖の表現と觀る可きである。

更にこゝに一考を要すべきは、燃藜室記述卷二十七戊辰年の條に恬軒集を抄録して

戊○辰○日○本○遣○使○。○請○爲○我○國○刷○恥○擊○遼○。○朝○廷○欲○洩○之○虜○中○。○金○盡○國○固○諫○其○不○可○曰○。○夫○倚○人○而○怵○人○。○乃○危○道○也○。○況○虜○性○鷙○悍○。○其○肯○怕○倭○聽○我○。○帖○然○聽○順○而○止○哉○。○必○將○假○道○於○我○。○以○逞○其○憾○。○吾○將○何○以○待○之○。○南○倭○北○胡○風○馬○牛○之○不○相○及○。○今○因○不○可○必○之○言○。○輕○挑○其○怒○。○使○兩○虜○交○鬪○。○而○吾○乃○介○居○其○間○。○臣○未○知○國○家○稅○駕○之○所○也○。○上○深○然○之○。○遂○寢○其○議○。

とある記載である。この戊寅の年に於ける日本援兵の申込みに就ては、日本側の記録は勿論、半島側の實録その他の史料にも、これに該當する記載なく、その眞否を證明するに由なきも、その記事内容は前後の事情より推して多量の眞實性あるものと斷ず可く、惟だその日附に至つては、想像を許さるゝならば、その前年丁卯の年の對馬入援の申込みか、或はその翌年己巳の年の僧玄等の出兵入援提議の一が、恬軒集に戊辰の年の事件として、挿入記録せられたるものではあるまいかと思はれる。

丁卯虜亂以後に於ける半島側の對滿政策は、半島に於ける政權が、事明派たる西人の手にあつた結果として、とかく圓滿協調を缺き、かの江都會盟の條約の履行の如きも、常に滿洲側の期待を裏切るもの多く、かくて兩者の國際關係は漸次惡化したが、遂に清の太宗の尊號問題を契機として、崇徳元年末(西紀一六三六)より崇徳二年初めにかけての清の太宗の親征となり、こゝに朝鮮は君臣の禮を取つて新に滿洲との宗屬關係を確認し名實共に全く滿洲の支配下に立つのやむなきに至つた。これ朝鮮側の所謂丙子・丁丑の虜亂である。この鮮滿關係史上に於ける、特筆すべき劃期的の大事變に關聯して、我が日本の持てる割役は、如何なるものであつたであらうか。

仁祖實錄・卷三十四・丁丑・正月・戊辰の條に

日本貿易。聽爾如舊。但當導其使者赴朝。朕亦將遣使至彼也。

とあり、尙この記事は承政院日記崇禎十年正月二十八日、大東野乘卷卅三續雜錄丁丑、清太宗實錄卷卅三崇徳二年正月二十八日、清

内閣大庫檔案崇徳二年正月二十八日、同文彙考別編卷二等にも、多少字句の相異なるも收録せられ、更にその原本

は京城朝鮮總督府圖書館に祕藏せられて居る。この丁丑和約に際して、滿洲側より提出要求したる諸條件中に、前掲の日本との貿易は舊の如く許し、その使者を導いて來朝すべしとの一條の存することは、鮮滿交渉史上に於て特に注意すべきことである。然しその後には於けるこの條件を中心とする兩國間の經緯を觀るに、丁丑年(仁祖十五年崇徳二年)三月廿日、仁祖が領議政金瑬・左議政洪瑞鳳・右議政李聖求・吏曹

判書崔鳴吉等の重臣を引見して、丁丑和約諸條件履行に關する、善後策を議したる記録の一節に

上曰。彼有通信日本之言。何以爲答耶。鳴吉曰。此則決不可許也。上曰。彼欲必通於日本。則事極難處矣。(仁祖實錄・卷三十四・丁丑三月己未)

とあつて、この條件履行に關する半島側の眞意の奈邊に存したか、窺知せられる。又一方滿洲側のこの條件に對する態度を觀るに、大東野乘・卷三十三・續雜錄・丁丑三月の條に

東宮狀啓。中略。汗至通遠堡。招致小臣。酒進三杯後。謂小臣曰。爾國送使日本云。必送回答來。卽馳通云。此意朝廷議處

とあつて、五世子一行の瀋陽到着に先立つて、既に督促の意が窺はれ、更に瀋陽狀啓・仁祖・丁丑・九月初六日の條に

又言。日本使出來乎。我國欲爲通信之意。曾於約條時言之矣。臣等答曰。日本海路甚遠。我國使臣。十年一番往來。彼國則只商賈往來。使臣則近無出來之事矣。龍馬唯々別無他語爲白午矣。倭使若來。別欲使我國通于此處是白齊。且曰使臣入來先聲久矣。何至今不來耶。

とあるに依つても、滿洲側の日本に對する關心の尋常ならざること、竝にこの條件の實現に關する執心の深甚なることが推知せられ、半島側に於ては、鮮日交渉の經過を隱蔽し、以てこの執拗なる滿洲側の要求をば、極力曖昧糲糊化せんとしたことが察知せられる。然るに翌戊寅・朝鮮仁祖十六年(寬永十五年崇

德三)正月、從來とかく澁滞し勝であつた日鮮修交打開の爲に、對馬より強硬に七ヶ條の要求を提出し、こゝに若干日鮮の國際關係に緊張を來すや、さなきだに日本に對する疑惑に、暗鬼を生じつゝあつた半島側の驚愕一方ならず、又巷間倭寇必來の訛言等も行はれ、かくて半島側は從來滿洲側に對して、只管日本事情隱諱の態度に出たる方策に、多少の變改を加ふるのやむなきに至つたものゝ如くである。即ち仁祖實錄・卷卅六・戊寅・正月の條に據れば、仁祖親しく大臣備局堂上を引見して、對日善後策を議したる時

上曰。倭寇非但輕生好戰。性本狡黠。知我國屈辱於醜虜。必有凌侮之心。

と稱して、倭に對する警戒の必要を説き、更に今次の對馬側の七ヶ條要求提出に關して

依啓別錄七條。送于清國。告以倭情如何。

との意見を吐露して居る。これに對して領議政李弘胄は

清人自前。有欲與倭通貨之意。此不可不慮也。

と論じて、慎重處理すべきを上言して居る。とにかく仁祖は日本の半島侵畧の場合には、必ずや滿洲の來援あるものと信じたことは、仁祖實錄・卅六・戊寅・正月の條に

兵判李自白曰。古有爭桑而生釁者。不可不慎也。倭寇雖侵犯我國。清人之來救。未可必也。上曰不然。我國爲倭所有。則只一帶水清國危矣。後患不可不慮。必盡力救之。壬辰之亂天朝來救。豈徒爲

我國乎。其勢然也。

とあり、又左議政崔暭鳴吉が仁祖十六年(寅)二月瀋陽より歸還したる時、仁祖彼に滿洲側の情形を聴取し、併せて現下の國事を議したるその一節に

上曰。島夷若犯我則清國亦危。必來相救但未知勝負如何也。(仁祖實錄卷三十六仁祖十六年二月甲辰)

とある等に徴しても明かである。之を要するに鮮日國際關係の先鋭化に鑑み、半島側に於てはこの情勢を滿洲に移牒して以てこれを刺戟誘引し、日本の侵畧に備ふるの意圖の存したることは事實と觀る可く、只その時期と方法とに就きては、これを誤らば却つて不測の災害あることを慮り、慎重なる態度を持たした様である。然るに仁祖十六年寅三月十三日、突如として對馬より日本島原の亂の狀況が、詳細に半島側に報せらるゝや、(仁祖實錄卷三十六仁祖十六年三月丙子 待待事目録抄)半島側に於てはこれを解釋して、抑も自國內に於ける内亂の發生の如きを、國外に漏洩するは當然諱む可き處なるに、今乃ち顯に隣國に報する所以は朝鮮の防倭工作の進捗を見て、此の言を做出し以て緩計を爲すものにあらざるかと疑ひ、愈々倭情側る可からず、極めて憂慮すべき事態の發生を懸念し、遂に自國に有利なる倭情報告を作製し、これを滿洲に移咨して一は以て日本に備へ、他は以て滿洲側要求の一端を履行して、その國際關係を有利に展開せしめんとしたるものゝ如く、その月廿一日を以て、所謂倭情咨文の發送を見たのである。即ち仁祖實錄卷・卅六・仁祖十六年・三月甲申の條に

備局。請於柳琳之行。移咨清國傳報倭情。答曰。別定實咨官以送之。其咨曰。本國與倭交好四十餘年。自平調輿構讒以來。便有疑阻之端。丙子四月。通信使任統回還後。京外人心。日益疑懼。上年十二月。倭差平成連。又無端出來。氣色與前頓異。以唐貨不來。隱然爲咎。至於請改流來拜庭之禮。本國於是不能無疑。差遣巡檢使。巡督海上防備。又修築漢江以南城池。以爲待變之計。正月以後。規外倭船。托請求鷹馬。連續往來。顯有探試之狀。今又卒發國中生事之說。而其言前後不同。頭倭卒倭所言參差。倭人狡詐言語變幼固其常態。至於國中之變。乃其所當諱者。而今乃顯言於隣國者何也。無乃彼見本國之申飾防備。做出此言。以爲緩我之計耶。既係邊情。不得不具報上國云。

とあるはそれであつて、尙この實録の咨文と相應する記載は、承政院日記崇禎十一年三月二十日、備邊司謄錄仁祖戊三月二十日、同文彙考別編卷四、朝鮮國來春簿崇禎三年四月十四日、清太宗實錄卷四十一崇禎三年四月にもあり、鮮滿交涉史上に於ける定期的倭情咨文の、發端をなすものとして注意すべきことである。次で同年五月十日に至つて、

更に倭情を清國に奏報して、倭人の行舩例春夏の交に在り、蓋し遼水既に下り、秋風漸く高き時は、行舩に不便なるが故である。今者本國三月以後邊臣を申飭して、朝夕變を待つこと已に數朔に至る。

若し五月の後を過ぎなば一年の無事を保つべきことを傳へて居る。(朝鮮史第五編第三卷所收備邊司謄錄・仁祖戊寅年・五月十日)更に同月廿三日には、日本よりの切支丹誅滅の報を得て、又これを陳奏使、洪震をして清國に奏聞せしめて居る。(仁祖實錄・卷三十六・仁祖十六年・五月・己酉)

かくの如く朝鮮より連續して倭情の奏報あることは、滿洲側にとつては最も望まじきことであつたが爲に、既に四月の第一回咨文奏上に對し、特に使者に賞與を施してこれを獎勵したることは、清太宗實錄・卷四十一・崇德三年・四月・庚戌の條に

以李倭家長劉士誠。來報倭國內亂等事。賞貂皮五張。銀二十兩靴一雙。隨從人三名各銀五兩。仍賜宴於館舍。

とあるに據つても知られ、又機會ある毎に瀋館の五世子宰臣等に提出咨文を素料として、日本事情を質問し且倭情咨文の連續提出の要求を怠らなかつたことは、瀋陽狀啓・戊寅・五月十八日の條に

卽刻龍骨大使鄭命壽。傳言於臣等曰。中略 日本之事亦何如云耶。緩急之間連續更通事前已言之。而厥後何無聲息耶云々爲白臥乎。所前日以日本事咨文之後。久無更通之舉。故致疑來問爲白去等。南方邊報似當隨所聞更爲咨知是白置。令廟堂急速量處爲白只爲詮次。

とあるに依つても窺はれる。

尙その後半島側より滿洲に移牒したる倭情咨文の顯著なるものを抽出すれば、仁祖十七年(崇德四年)九月九日清國兵部に移咨して日本の事情を報じ、且特に對馬島主宗義成の書を呈送して居る。(朝鮮國來書簿、崇德四年・九月)

九日、太宗實錄、猶その後に於ける崇德年間中に奏送せられたるものを、同文彙考別編に據つて列擧すれば

報島倭來請信使緣由咨

崇德七年二月二十四日

兵部知會詳閱日本情形咨

崇德七年四月初一日

因致賀致祭兼察情形發遣信使咨

崇德八年二月初一日

兵部知會遣使日本詳察情形咨

崇德八年三月初三日

報信使回還及倭國聞見情形咨

崇德八年十二月廿二日

の如きものがあるが、すべて此等は鮮滿交渉上、半島側の立場を有利に導くことを、主眼として草せられたることは勿論であり、尙其の外機に臨み變に應じて、對滿外交政策に、倭情の利用を忘れなかつた。例へば仁祖十七年(崇德四年)十一月廿六日、仁祖備局堂上を引見して、滿洲側の要請たる調兵助糧の事を議したる時、彼仁祖は舟師を調發せば、或は倭人伺覈の端無きにあらず、微しく此意を以て説話間に言及するの可なることを諭して居り、(仁祖實錄卷三十九・仁祖十七年十一月己卯)又仁祖十九年(崇德六年)十月十一日、清朝に於て范文程等が、朝鮮の越境・探參者六十餘名を擒へて瀋館に來り、既に南朝に通せざれば、用參の必要なかるべしとてこれを難詰したる時、世子は倭館に專買して利頗る多きが故に、邊氓貪利禁を犯す所以なること、答へたるが如き(瀋陽狀啓辛巳十一月二日・六日)その一端である。

翻つて滿洲側よりこれを觀れば、單なる倭情咨文の呈奏を以て満足することなく、かの丁丑和約の一條件中に明示したる如く、更に日本使節の滿洲誘引を熱望せることは、仁祖十七年(崇德四年)六月

廿九日、仁祖王清使を招宴したる際、清使が倭使の來るを聞き、相見て交隣の道を聞かんことを言上せることに徴しても、(仁祖實錄卷三十八、仁祖十七年六月己巳卯、承政院日記、崇禎十二年六月二十九日)明かである。然るにこの日本使節の滿洲誘引は、半島側の最も諱む所であり、從て滿洲側のこの要求に關する對策には、頗る腐心したるものゝ如く、仁祖實錄・卷卅九・仁祖十七年・七月一日の條に

引見益寧府院君洪瑞鳳・領中樞府事李聖求・領議政崔鳴吉・左議政申景禎等。上曰。昨日宴時問答之事。卿等詳聞之耶。其所言通倭一事必非偶然。其意必欲交結貿用兵器也。鳴吉曰。此必貽患於我國。彼

人例以密語爲致清。若以難處之意密言。而使之歸告皇帝如何。申景禎曰。若以倭國所送衣出示。則必疑我以相通矣。屏風則出示無妨。上曰。他大臣之意如何。瑞鳳曰。今番西犯之役。大將旣斃。則軍兵之衰敗從可知矣。彼蓋疑我國與倭相通故有此云。以試我情耳。彼亦豈不知越海相通之爲難也。鳴吉曰。外間有一說。日本是好義之國。以我國受困之狀通之爲可云。此言不無所見。清人若欲必通。則兼以此遣使似當。上曰。此則不然。日本有何愛我之意耶。此誠憂虞之時。決不可通也。予意則不欲更爲提起也。鳴吉曰。上教然矣。

とあるはこの間の事情を物語るものである。かくて滿日間の直接交通は、遂に實現するに至らなかつたけれど、滿洲側の對日關心は日を逐ふて熾烈となり、瀋館の五世子竝に宰臣、或は隨時入瀋する朝鮮使節等に對して、周到細密なる倭情の探查が試みられたることは、瀋陽狀啓・壬午(仁祖二十年、崇禎七年)四月・

初二日の條に

前月二十九日。臣景夔上來于館所之後夕食量。龍將及賤他爲・范文程・盧施博氏・甫大平等。持各項咨文來到館所。范文程・先拈倭情咨文手自點示。次令漢譯金貴仁讀之。多有尋問之事。如紐島・長崎・多大浦・問以何許地方爲白去乙。世子教是答以某島屬某地是如爲白齊。又問大君是何名。大君爲一國之主乎。世子答曰。日本執一國之柄者本稱關白。而頃年以來改稱大君。大君之上有天皇。而於一國之事無所與知。文程又問。然則天皇無所爲之事耶。世子答曰。天皇無所爲但事沐浴拜天俗所謂倭皇帝也。文程等相顧而笑。又問藤智繩・崔義吉・洪喜男・李長生等是甚樣人。世子答以某也倭差也某々倭通事也。又問倭缸之往來者幾何。且問書契者何也。世子答曰。兩國和好之後。稱以歲遣缸特送缸。一年往來之缸自我國定其常數授以圖書。以時往來有交相貿易之事。又問島主何謂也。世子答曰。是對馬太守也。書契卽對馬島主呈于禮曹判書之書也。又問家康者誰也。秀吉乃攻朝鮮者耶。世子答曰。家康卽今關伯之祖也。平秀吉卽壬辰年作賊者也。又問所謂以爲流傳之物何謂也。世子答曰。如鍾爐等物及詞臣詩篇是已。又問所謂商販漢人者何也。世子答曰。曾聞中原南方商賈相通於倭國云。又問大藏經何等經也。世子答曰。諸佛經之總名也。又問天皇之子何以爲僧。僧之所尊奉者。至皇上帝耶抑佛耶。世子答曰。倭國之俗天皇長子爲承襲。其餘子女皆僧尼而其所尊奉者乃佛也。又問所謂此外別無他情云者何語也。世子答曰。此乃島主答倭國執政之言意者此言不過兩國和好之外他

無事端之謂也。又問所謂雍容垂拱者何語也。世子答曰。乃自形容太平底景象也。文程唯々。此外問答之事多是倭國之俗語不緊關不爲煩達爲白齊。龍將等又令從人之曉習清書者。披讀倭情咨文。翻譯之書若相論難者。然其意專以漢商相通及別無他情等事項爲重。而雜以閑漫之說爲白齊。

同日既昏。范文程及盧施博氏兩人又爲來到問于世子。前日倭國有僧亦有道士耶。道士何所尊也。世子答曰。道士則未聞有之。而有假名者落髮畜妻。似是道士之類而未聞道士爲號也。其所尊者等皆佛法也。又曰朝鮮亦有道士與居子耶。世子答曰。有比丘而無道士耳。他餘所問之事又多閑漫而反而反覆乎。倭國之俗言訖卽爲罷出爲白齊。

とあり更に同書壬午四月初二日の條に

昨日夕范文程・盧施博氏兩人又到館所申問倭國俗。至於父子君臣上下之分・男女衣服飲食性品・田土物産・器用居處如何之狀無不歷問。世子隨所聞一々答之。所問之言煩冗重複不敢盡達。其意隱然在於要知國俗之美惡兵力之強弱是白齊。(瀋陽日記・壬午・四月二十九日・三月二十九日)

とあり更に仁祖實錄卷・四十三・仁祖二十年(崇德七年)七月・甲申の條に

進賀使麟坪大君浴等馳啓曰。臣等呈表箋及方物。則皇帝引臣等行禮。因令入參于堂内西壁之列。世子及鳳林大君亦在坐矣。皇帝使范文程等問曰。壬辰年爾國五子爲倭所擄而得脫云然耶。世子答曰。臨海順和兩五子被執於北道。而議和之後許還矣。又曰差倭出來云其有職秩者乎。從倭亦幾人耶。臣

潛答曰。職秩則未之聞而乃是差官也。從倭亦不多云矣。皇帝又問曰。因漢人聞之則爾國導倭其犯南朝。留置境上而猶豫不發。故爾國替被兵禍云然耶。兵燬何由而起乎。世子答曰。寧有道理哉。日本關白平秀吉篡位之後。托謂假途於我國爲直犯南朝之計。我國終不許遂被兵禍。故萬曆皇帝興師動衆。大破倭奴。漢人所謂導倭之說實無據矣。皇帝問曰。壬辰年後倭兵再犯朝鮮云。倭兵留爾國幾年。世子答曰。首尾六年而丁酉之再犯也一漢將大破倭兵於畿地故倭衆遁去矣。又問曰倭兵渡海之數七萬云然耶。世子答曰。二十餘萬云矣。又問曰明朝怒和議之不成。責其主和之人復出大兵云然耶。世子答曰。其時果有此事矣。

とある等に徴しても、判然と確認せらるゝ所である。

更に翻て當時の鮮滿關係上、決定的影響を與へたるこの所謂丙子丁丑の虜亂が、その頃に於ける日鮮關係上に、如何に波及したるかに就きて検討するに、先に丁卯の亂に際し、これを日本に通報してその善後策に少なからず困難を感じたる半島側は、前掲の仁祖上諭中の「知我國屈辱於醜虜必有凌侮之心」とある懸念を一層深くし、愈々國內事情の日本に漏洩することを嚴戒し、殊にかの丁丑和約の一條件たる、日本使節の滿洲誘導の如きは、これを秘中の秘として處理し、且一方に於ては倭情の探查を益々周密ならしめ、果は嶺南諸地方の海陸の防備を申飭すると共に、一面に於ては努めて日本側の要求を容れ、事端發生の機なからしめんことに留意したることは、史實に照して明かなる所である。

然るに斯の如き周到なる半島側の配慮ありたるにかゝはらず、半島情勢の大略は、釜山倭館の潜商等を通じて夙に日本側殊に對馬島の知悉する所となつたことは、仁祖實錄・卷三十五・丁丑・仁祖・十五年(寬永十一年)十二月・庚戌の條に

對馬島聞我國被兵。送平成連于東萊。持書契欲上京。不許。

とあり、又仁祖十六年(寬永十年)正月、對馬より七條の要求を提出したるその第一條に、交易物貨舊の如くならざるは唐路通せずして然るか、北狄の難に因るかとあるに依つても首肯し得られるが、更にこの間の消息を明確適切に物語る史料は、仁祖十八年(寬永十年)五月、對馬島主江戸より歸還したるを機とし、譯官洪喜男をして表面島主宗義成の生男を賀し、併せて日本事情を探らしめたる時の、島主と洪喜男との問答に(仁祖實錄・卷四十・仁祖・十八年・五月・乙未)

島主問曰。貴國經亂之後與胡相通何也。喜男曰。我國文翰是尙。禮義是遵。不喜用兵革。故虜人乘我不意。鐵騎長驅傳于國都。蒼黃去邪。多少說話。想必傳聞。不欲縷陳。島主曰。彼此使何數相往來耶。一歲所遣幾許耶。答曰互聘而已。所遣亦不過米布。彼或討索則隨地之產往往依副耳。又問自釜山至濟陽道里幾許。答曰五千里有餘矣。又問曰。貴國世子五子出質于濟皆能無恙乎。虜人將欲來見我人云然耶。答曰東宮五子之在濟者非眞爲質。彼雖行成當自疑我。故一以示誠款解彼之疑耳。且彼人南來之說。吾所未曾聞者也。又問曰。中原路絕則信使不通乎。中原天子國彼虜小醜也。奈何相

待而久不決乎。中略 島主曰。關白政尙嚴峻。執政皆俊傑。初聞貴國被兵。莫不扼腕。有乘時出兵之議。吾國之事遂寢。然而關白常以吾爲疑。故卽今方遣近臣於此。使之暗察島中形勢兼探貴國事情。若以貴國之事一一轉報。關白則必致生事矣。且彼人南來之說。公雖諱之而吾已明知矣。脫有是事。有備無患。夫釜山城初非貴國之築。卽日本之所經營也。今使館倭移接于城中。多儲器械則雖有意外之變。與貴國相機周旋。豈非上策乎。願公歸報朝廷。無負是言云。

とあるに依つて觀れば、日本對馬側は、丙子丁丑の滿洲軍の侵入は勿論のこと、五世子等の瀋陽入質のことより、半島側の最も諱みたる滿洲側の日本直接交渉の希望等に至るまで、これを知悉して居つたことが判る。殊に對馬島主の「虜人將欲見我人云然耶」といふ質問に、朝鮮使節が「彼人南來之說吾所未曾聞者也」と答へたるに對し、「彼人南來之說公雖諱之而吾已明知矣」と斷じ、その對策までも開陳したることは、朝鮮使節をして驚愕寒心せしめたことであつたであらう。更に仁祖實錄・卷四十三・仁祖二十年・正月・甲午の條に

上引見柳琳問之曰。中略 南邊有何所聞之事乎。琳對曰。洪喜男之往來對馬島也。擇送鎮下人以去探問日本消息。則深處(本)商倭亦已知世子大君入質瀋陽。至有思欲爲報仇者云矣。

とあるは、前掲の記録を更によく裏書するものである。かくの如く日本側の半島狀勢の知悉、別けて滿洲に屈伏する實狀を覺知せらるゝことは、半島側の最も憂苦したる所で、前掲仁祖上諭中に「以差

倭所謂北狄唐貨等語。觀之則已知我國事情無疑矣」と憂へ、又仁祖實錄・卷四十三・仁祖二十年六月、己酉の條に

慶尙監司鄭太和辭朝。上召見之曰。於卿意亦以爲可憂乎。太和曰。臣之愚意則未知其至於動兵。而但倭人已知我國與清國連和以此憂之。

とあるは、蓋し當時の半島側の焦慮を、適確に指摘したるものと云ふ可きであらう。されば丁丑和約以後の、鮮滿交渉に關する情報の、日本側漏洩は最も意を用ひて禁防したる所であつて、前掲の洪喜男と對馬島主の間答中に、丙子丁丑の亂に關しては「多少說話想必傳聞不欲縷陳」と稱して、その詳細なる説明を避け、又鮮滿交通の實情に就ての質問には、「互聘而已所遺亦不過米布」とその對等關係に近きことを強硬し、王世子等の瀋陽入質は、これを「東宮王子之在瀋者非眞爲質」と辯解し、所謂清人南來の說に就ては、「吾所曾未聞者也」と佯言したるが如き、又仁祖十八年(寬永十一年)六月に、對馬島主が文廟祭器及び釋奠儀註・朝鮮地圖・清國鎧甲・鞭棍・環刀・馬上長刁竝に駿馬・鞍・應連・黃鶯・野鶴・魚皮・人蓼・藥材等の物を求めたる時、皆これを許與したるにかゝはらず、清國鎧甲のみはこれを與へなかつたこと(仁祖實錄・卷四十四・仁祖二十二年(順治元年)六月、馬島派遣の歲遣第一船・正官平成倫が、洪喜男に質問したる中に、「貴國王子深入北京云是耶。喜男答曰。丁丑年間世子往來瀋陽而已。深入北京之說出自何處」とあるが如き)仁祖實錄・卷四十五・仁祖二十二年六月・戊寅、更に又仁祖實錄卷四十六・仁祖二十三年三月・壬辰承政院日記。

順治二年三月・備邊司
隱錄・仁祖乙酉年三月の條に

日本書契則丁丑之後。猶書崇禎年號。蓋諱出城之舉也。及崇禎既亡廟堂請改式。答曰此事終難隱諱。世子回還後書清國年號似可矣。至是禮曹啓曰。今則世子既已回還前頭有回答書契年號似當改式何以處之。答曰頃者島主處回答書契中只書年月。而差倭既已去其時若有致詰之端則必有府使馳啓。而時未聞知似是無事矣。備局啓曰。今此年號事機甚重不可不詳審處之。今聞東萊府私報。本司之書。則館倭初見書契無年號。乃言何不書弘光南京年號耶。譯官答曰。中原未頌正朔故不得書年號云。則唯唯而去。藤差之來亦無致詰之端。彼非不知此間實狀而尙無疑問之言。又從而提起弘光年號不無深意。今若無端改書清國年號。則恐不免一番詰問。姑以舊式書送待彼自聞中原大定然後從實言之書清號似爲有漸。而無遽其於彌縫之策亦涉順便上從之。

とある等の如きは、周到なる隱諱政策の一斑を明示するものである。

然るに如上の對日政策を、實施し來つた半島側に於て、宗主明國頼むに足らずとなし、新興滿洲の強迫、日に加はる半島の窮狀を救護せんがために、寧ろ隣國日本と結ぶを良策とする説を有する者の存在したることは、注目に價すべきことである。即ち仁祖實錄・卷卅六・仁祖・十六年・五月・乙亥の條に、執義・趙綱が援を日本に求めて、辱を復し恥を雪ぐべきを仁祖に陳奏したることが載せられ、趙綱のこの日本同盟に關する意見の詳細は、仁祖十八年五月、その母の病氣の爲めに、仁祖の召に應ずる

能はず、十條の疏を奉つて時事を極言したるもの、中に述べられて居る。即ち

其九曰。誠信交鄰以壯國勢。日本與我既已通好。非始謀結援也。唯不誠信耳。若遣一介之使。明陳我困於虜之狀。則彼之然諾爲我國必不待辭之畢也。議者曰。日本非親信之國。虜獨可親信乎。事之

交之俱出於不得已也。與其均出於不得已。無寧藉既和之勢以報敵怨之虜乎。況臣之計唯助聲勢而已。

非即曰請倭兵同我前驅也。彼虜亦常問倭來否。且曰吾亦欲送使至彼。蓋懼彼也。誠將如此情實密諭

日本。使之飛一書於虜中。以責侵我鄰好。則彼雖始怒我使之而知我與深結終。不能輕易加兵於我矣。

此眞所謂落其機牙者也。(仁祖實錄卷四十。庚辰。五月。己丑。龍洲先生遺稿。卷七。)

とあつて、滿洲が常に倭の來否を問ひ、且又それとの直接交通を希望する所以は、これ全く倭の實勢力を憚るためであるとし、この情勢を利用して、鮮日結托して日本より彼に半島侵害を責めしめなば、彼滿洲と雖容易に半島に兵を加ふること能はざることを力説したるものにして、當時の日鮮滿の國際情勢に照して、一卓見と云ふ可きである。又仁祖實錄・卷卅九・己卯・七月の條に載せられたる、前掲の清使通倭の事を議したる一節に、崔鳴吉の奏言として

外間有一說。日本是好義之國。以我國受困之狀。通之爲可云。此言不無所見。清人若欲必通。則兼以此遣使似當。

ともあつて、半島識者の一部に、この種の説を抱く者の存したことが窺はれるが、仁祖の容る所と

ならず、勿論實現する運びには到らなかつた。

次に丙子丁丑の亂後の日鮮關係上に於て、鮮滿交渉に機縁して日本側の採つた態度として、從來のそれと比較して、若干の變化を認められるものは、先づかの丁卯亂後に於ては、朝鮮救援の爲の出兵問題が、朝野に相當論議されたるに比し、今次の滿洲軍の半島侵略に關しては、この出兵入援の議が、左程問題とならなかつたことである。これ既に指摘したるが如く、半島側が過去の經驗に鑑み、周密なる隱蔽策を取つたことが、その主因であることは勿論であるが、尙兩國外交の媒介たる馬島の措置に、因るものたることも看過することは出来ない。即ち前掲の仁祖十八年(寬永十七年)六月の洪喜男と對馬島主との問答中の一節に

關白政尙巖峻。執政皆俊傑。初聞貴國被兵。莫不扼腕。有乘時出兵之議。吾圖之事遂寢。然而關白常以吾爲疑。故即今方遣近臣於此。使之暗察島中形勢兼探貴國事情。若以貴國之事一一轉報。關白則必致生事矣。

とあり、又仁祖廿四年(正保三年)十一月、東萊府使閔應協倭使の言を馳聞したる一節に

大納言官名即關(德川)白叔父云(賴宣)欲赴援南京。議者曰彼兵不下百萬。我雖發百萬之衆。平原廣野則必不能抵當。不如假途朝鮮。島主言。頃年朝鮮酷被獫狁兵之禍。人民死亡殆盡。且自釜山至北京八千餘里。決不可輕舉大衆。以此意反覆周旋云。

とある等の記載は、馬島側が特に半島に對し、出兵入援阻止の周旋の勞を誇大せんが爲に、多少の潤色を附したることは否定すべくもないが、自島生存の擁護上より來つた、馬島側傳統政策の一表現であつて、その實情に近きものと云ふ可きであらう。

次に丙子丁丑の亂後に於ける日鮮交渉上に於て、日本側の頗る疑惑不審を抱きたることは、亂後の半島側が、彼等の所謂天朝の國たる大明よりも、北虜奴賊として蔑視し來つた清國に、事大の禮を以て、その正朔を奉せんとするが如き態度そのものに存した。即ち前掲の仁祖十八年(寬永十七年)六月の、對馬島主と半島使節洪喜男との問答に於て、對馬島主は先づ「貴國經亂之後與胡相通何也」との質問を發し、更に「中原路絶則信使不通乎。中原天子之國彼虜小醜也奈何相持而久不決乎」と、侮蔑の情を吐露して居るが如きはその一例である。然して日本側が斯の如く、半島側の對滿態度に關し、疑惑侮輕の情を持つに至つた所以は、當時の日本人の持つた滿洲に關する智識は、全く支那人朝鮮人より、彼等の手に依つて或る作爲を加へられたる滿洲事情を、傳聞したる程度のものであり、從て滿洲を目前するに、遼東の一小夷族なる觀念に支配されつゝあつたことゝ、又前述したるが如き、半島側の巧妙なる隱諱政策に詐瞞せられて、東亞に於ける決定的中心勢力の移動歸趨に對する、適確なる認識を把握することが出来なかつたこと等に、より多く歸因することは勿論である。更にその後、明朝の沒落清朝の入關定鼎となつても、猶日本側がこの種觀念に支配されつゝあつたことは、前掲の仁祖二十二

年（順治元年）六月、對馬島より半島に派遣された歲遣第一船・正官・平成倫が洪喜男に對し「清國之得天下於朝鮮無所利害耶」と尋問し、更に越前國・三國浦住人・竹内藤右衛門子藤藏等が漂流して也春人に擒へられ、その殘存者は後移されて濟陽・北京に到り、更に朝鮮を通じて仁祖二十四年（順治三年、正保四年）、我國に交付されたるに對し、同年十一月漂倭押還回謝の爲に、來釜したる倭使の言の一節に

江戸執政等聞漂倭入來驚曰。獐靺已得北京。送此漂人正欲誇大。而朝鮮受而送之。必是與獐爲一也。

（仁祖實錄・卷四十七・仁祖二十四年十一月辛亥・本邦朝鮮往復文書十一・正保三年十月等）

とあり又仁祖實錄・卷四十七・仁祖廿四年・十二月・甲午の條の倭使と半島使臣との問答中の一節に

獐靺既得北京南京李將軍見敗云然耶。（即李志誠也）丙子之亂王子被執云。國王與王子同在一處耶。尙今未還

耶。使价幣帛之數一如事大明之時耶。獐靺以順治紀元云。朝鮮今用何年號耶。應協等曰。當初漂倭

入送時我國書契中以清國所送爲言。而回答書契中有獐靺二字。方以爲恠。今番又問獐靺。所謂獐靺

曾所未聞未知指何國而言乎。倭曰大明或稱江南朝鮮或稱高麗此亦互相稱號之語也。應協曰兩國書契

或書清國或書獐靺大相不同須即改書可也。且我國書契爾等每請改書而朝廷無不曲從。爾國書契何惜

數字之改乎。云云

とあり、又仁祖實錄・卷四十八・仁祖廿五年・三月・丙寅の條の、東萊府使閔應協の馳啓の一節に

藤智繩有田奎兵衛言。大君致書於島主以爲。中略以漂民之事言之。則清國送于朝鮮。朝鮮轉送于我國。朝

鮮與清國果非相好而然耶。大明時朝鮮爲藩邦。卽今貴國之於清國亦如是耶。平成幸今將爲此出來云。とある等の記録を通じて、その實際を充分に了解することが出来る。更に考覈すべきは、清の入關定鼎後より、康熙初年の南支那統一に至るまでの期間に互る鮮清交渉上に於て、日本の割役が明の乞師又は反清思想の所有者孝宗の卽位等の新事件の湧出により、更に一段の微妙特異の現象を呈するに至つたことであるが、これに就きては更に稿を新にして論せんとするものである。

六

是を要するに、明末清初(主として入關以前)の鮮満交渉上に於て、朝鮮側は常に日本に借重して、その兩者の國際關係をば自國に有利に導かんことに努め、因つて以て、東亞に於ける中心勢力の移動に伴ふ、事大國朝鮮の危機を救ふに、役立つことの多かつたことは、否定すべくもない。されば日本は殆ど自覺することなく、半島の實質上に於ける獨立性を保護するの割役を演じたるものと斷す可く又一面より之を觀れば、半島側外交の、優秀と勝利とを示すものである。

又一方日本側に於ては、半島側の巧妙周到なる隱諱政策に繰られ、鮮満關係の推移に關する適確なる認識を缺き、その僅に斷片的に幾分識り得たる、鮮満兩國關係の情勢を以て、國交回復後に於てとかく梗塞せんとする日鮮交通を、打開せんが爲の具に供したる程度のものであり、且又兩國間の滿洲を緣由とする諸問題も、兩國外交の仲介者たる對馬の、自島經營の必然的政策の爲に、常に若干の作

爲が施されて處理せられ、從て江戸と對馬とに於ては、その滿洲に關する認識の程度を異にする情勢にあつたことも、亦否定することの出來ないことである。

更に特に吾人の注目に價すべきは、鮮滿交渉の實際に卽して看取される、滿洲側の熾烈なる對日關心の目的そのものである。卽ち壬辰の役に於て、直接間接日本の眞勢力を知り、且又半島を通じて獲たる、武器を主とする日本工藝品に接して、その文化の程度を識り得たるものと思惟せられる、滿洲側の對日根本態度は、前掲趙綱の疏中に「蓋○懼○彼○也」と云へるが、その眞相を表現したるものと云ふ可く、かゝる對日根本觀念を把持したる、滿洲側の對日關心の重點は、前掲仁祖の所論の如く「其所言通倭一事必非偶然。其意必欲交結貿易兵器也」にあるとなすことも、又前掲濟陽狀啓中に云へる「其意隱然在於要知國俗之美惡兵力之強弱」と觀ることも、共に可と云ふ可く、又半島そのもの、克伏經營の上に在るとなす説も勿論であるが、更に卑見を以てすれば、當時の滿洲側の最大關事たる、伐明政策の遂行に關する基礎的工作にあると、觀るに至當とするもの、如くである。抑も北族の中原畧取に際しては、必ずやその兩翼を伸張することを怠らない。かの元世祖の日本遠征が、單なる高麗征伐に次ぐ征服慾の伸展にあらずして、伐宋の必然的準備工作であつたことに徴しても、當時の滿洲主腦部にかゝる意圖の存したことは推測に難くなく、かの前掲濟陽狀啓中に、滿洲側の詳細なる倭情審問の中心點を指摘して、「其意專以漢商相通及別無他情等事項爲重而雜以閑漫之說」

となし、又瀋陽狀啓・壬午・五月初十日の條に

帝使博氏間於承疇曰。汝是南方人云。日本人往來於南方耶。

とある等はこの間の真相を物語るものではあるまいか。かく觀來れば東海に僻在する日本の存在が當時の東亞大陸に於ける決定的中心勢力の歸趨に對し、相當の重要性を有するものなることが判明し、從つてその國際關係上に於ける日本の地位も、明確に位置づけられる譯である。(終)